

諮問庁：厚生労働大臣

諮問日：令和6年4月23日（令和6年（行情）諮問第503号）

答申日：令和8年2月16日（令和7年度（行情）答申第904号）

事件名：「新型コロナウイルス感染症」の病原体において、当該病原体が人から人に伝染する能力を有することとなったものであることを確実に証明する根拠の開示決定に関する件（文書の特定）

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙の1に掲げる文書（以下「本件請求文書」という。）の開示請求につき、別紙の2に掲げる各文書（以下、併せて「本件対象文書」という。）を特定し、開示した決定については、別紙の3に掲げる各文書を特定し、改めて開示決定等をすべきである。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、令和5年1月26日付け厚生労働省発健0126第13号により厚生労働大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求めるというものである。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

請求したものと違う文書が開示決定されたために、審査請求いたします。

感染症法六条7項三に規定されている新型コロナウイルス感染症（新たに人から人に伝染する能力を有することとなったコロナウイルスを病原体とする感染症であって、一般に国民が当該感染症に対する免疫を獲得していないことから、当該感染症の全国的かつ急速なまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるものをいう。）の「病原体」に関して、同六条二十三項十一号において、「前各号に掲げるもののほか、前各号に掲げるものと同程度に病原性を有し、国民の健康に影響を与えるおそれがある病原体等として政令で定めるもの」となっており、そして、感染症法施行令三条において、「法第六条第二十三項十一号の政令で定める病原体等は、次に掲げるものとする。

三 ベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）」

とされていることから、当方が開示請求した本件請求文書が、ベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）の人から人に伝染する能力に関するものであるべきところ、開示されたのが、別の病原体（SARS-CoV-2）による感染症であるCOVID-19におけるものであったため、請求したものを開示してください。

あるいは、開示されたものが正当であるとするならば、病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）がSARS-CoV-2と同一であることが確認できる行政文書を追加してください。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 本件審査請求の経緯

- (1) 審査請求人は、開示請求者として、令和4年11月24日付け（同月28日受付）で、処分庁に対して、法3条の規定に基づき、本件請求文書に係る開示請求を行った。
- (2) これに対して、処分庁が、令和5年1月26日付け厚生労働省発健0126第13号により原処分を行ったところ、審査請求人がこれを不服として、同年4月24日（同月25日受付）で本件審査請求を提起したものである。

2 諮問庁としての考え方

本件審査請求については、原処分は妥当であり、棄却すべきである。

3 理由

(1) 原処分の妥当性について

ア 原処分においては、本件対象文書として、別紙の2に掲げる行政文書を特定している。

イ 別紙の2(1)ないし(3)に掲げる行政文書については、いずれも厚生労働省HP新型コロナウイルスに関するQ&A（一般の方向け）並びにその参考として厚生労働省HP上で示されているアメリカ疾病予防管理センター（CDC）ホームページ及び台湾における新型コロナウイルス感染症発症者の感染力の研究に関する文書であって、いずれも新型コロナウイルスが人から人に感染することを示しているものであり、これらを特定したことは妥当である。

(2) 審査請求人の主張について

ア 審査請求人は、本件審査請求書（上記第2の2。以下同じ。）において、別紙の2（1）ないし（3）が開示請求に係る行政文書と異なる旨を主張するが、原処分の妥当性については、上記（1）で述べたとおりであり、その主張は、本審査請求の結論を左右しない。

イ なお、審査請求人は、本件審査請求において、原処分が妥当であるとするならば、新たに行政文書を開示するよう主張するが、審査請求は、あくまで原処分の違法又は不当について審査するものであって、新たな行政文書の開示を求めるのであれば、別途開示請求すべきであり、その主張は失当である。

4 結論

以上のとおり、本件審査請求については、原処分は妥当であり、棄却すべきである。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 令和6年4月23日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 令和7年4月21日 審議
- ④ 同年10月27日 審議
- ⑤ 令和8年2月9日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件開示請求について

本件開示請求は、本件請求文書の開示を求めるものであり、処分庁は、別紙の2に掲げる本件対象文書を全部開示する原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、本件請求文書に該当する文書が特定されていない旨を主張しているところ、諮問庁は原処分を妥当としていることから、以下、本件対象文書の特定の妥当性について検討する。

2 本件対象文書の特定の妥当性について

(1) 諮問庁は、別紙の2（1）ないし（3）に掲げる行政文書については、いずれも厚生労働省HP新型コロナウイルスに関するQ&A（一般の方向け）並びにその参考として厚生労働省HP上で示されているアメリカ疾病予防管理センター（CDC）ホームページ及び台湾における新型コロナウイルス感染症発症者の感染力の研究に関する文書であって、いずれも新型コロナウイルスが人から人に感染することを示しているものであり、これらを特定したことは妥当であると説明する。

(2) これに対し、審査請求人は、審査請求書において、主として以下のとおり主張している。

ア 請求されたものとは違う文書が開示決定されたため、審査請求を行う。

イ ベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）の人から人に伝染する能力に関する文書が特定されるべきところ、別の病原体（SARS-CoV-2）による感染症であるCOVID-19に関する文書が開示されている。請求したものを開示すべき。

ウ 開示されたものが正当であるとするならば、病原体が上記イのベータコロナウイルス属のコロナウイルスが、SARS-CoV-2と同一であることが確認できる行政文書を追加すべき。

(3) 審査請求人の主張について、当審査会事務局職員をして諮問庁に補足説明を求めさせたところ、以下のとおり説明する。

ア 「新型コロナウイルス」及び「新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）であるものに限る。））」に関する行政文書を特定している。

イ ウイルス名を「新型コロナウイルス」、病名を「COVID-19」と呼称するものについては、ウイルス名を「SARS-CoV-2」、病名を「新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）であるものに限る。））」と定義するものとして、いずれも同一であることには、PCR法等科学的な根拠に基づき紛れがなく、文書の特定は妥当である。

ウ ただし、別紙の2(1)は、別紙の3(1)を特定すべきところ誤って特定したものであり、さらに、別紙の3(2)及び(3)についても特定すべきだった。

(4) 当審査会において別紙の3に掲げる各文書を確認したところ、当該文書は新型コロナウイルスが人から人に感染することを示している文書であり、本件開示請求の対象として特定すべき文書と認められる。

(5) 以上を踏まえると、諮問庁の説明（上記第3の3及び上記(3)）に不自然、不合理な点は認められない。

したがって、厚生労働省において、本件対象文書の外に本件請求文書に該当する文書として、別紙の3に掲げる各文書を保有していると認められることから、これを対象として、改めて開示決定等をすべきである。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件開示決定の妥当性について

以上のことから、本件請求文書の開示請求につき、本件対象文書を特定し、開示した決定については、厚生労働省において、本件対象文書の外に開示請求の対象として特定すべき文書として別紙の3に掲げる各文書を保有していると認められるので、これを対象として、改めて開示決定等をすべきであると判断した。

(第3部会)

委員 稲山文男、委員 久末弥生、委員 芳仲美恵子

別紙

1 本件請求文書

感染症法第六条第7項三に規定されている新型コロナウイルス感染症（新たに人から人に伝染する能力を有することとなったコロナウイルスを病原体とする感染症であって、一般に国民が当該感染症に対する免疫を獲得していないことから、当該感染症の全国的かつ急速なまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるものをいう。）の病原体において、当該病原体が人から人に伝染する能力を有することとなったものであることを確実に証明または確認する根拠となる論文及び文書または資料。

2 本件対象文書

- (1) (2022年11月16日版) 厚生労働省HP：新型コロナウイルスに関するQ&A（一般の方向け）
 2. 新型コロナウイルスについて問3 新型コロナウイルスに感染した人から、感染する可能性があるのはいつまでですか。
- (2) アメリカ疾病予防管理センター（CDC）ホームページ
- (3) 台湾における新型コロナウイルス感染症発症者の感染力の研究

3 新たに特定すべき文書

- (1) 厚生労働省HP：新型コロナウイルスに関するQ&A（一般の方向け）
 2. 新型コロナウイルスについて問2 新型コロナウイルス感染症にはどのように感染しますか。
- (2) 世界保健機関（WHO）HP：Coronavirus disease（COVID-19）：How is it transmitted?
- (3) 国立感染症研究所「新型コロナウイルスの感染経路について」（R4.3.28）